

## 彦根市男女共同参画フォーラム 実行委員

「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等なパートナーとして、家庭、地域、職場などで、ともに責任を担い合い、一人ひとりが個性や能力を発揮することができる社会のことで、「男女共同参画フォーラム」は、この男女共同参画社会の実現を目指して、市民一人ひとりが学習したり、話し合ったりする「つどい」の場です。企画や運営は、公募による実行委員会が手作りで行います。  
**〈実行委員の活動内容〉**フォーラムの企画会議への参加、フォーラム開催当日の運営、男女共同参画に関する研修の受講  
**〈フォーラムの期日・会場〉**未定（実行委員会が決めます）  
**〈参加資格〉**市内に在住・在勤・在学の人 ※経験の有無は問いません  
**〈募集人数〉**制限はありません  
**〈応募期限〉**5月15日(金)  
**〈応募・問い合わせ先〉**男女共同参画センター「ウィズ」 ☎ 24-3529（ファクス共用）、Eメール：with.hikone@oboe.ocn.ne.jp

## バラ園管理ボランティア

**〈内容〉**現在、庄堺公園には約1,200本のバラが植栽されています。この庄堺公園を彩るバラ園の一部を、一年間お世話（剪定、薬剤散布、草刈りなど）していただく人を募集します。  
**※用具などは参加者の負担**  
**〈対象〉**指定した日（平日で週1日程度）に必ず参加できる人  
**〈定員〉**5人（申込者多数の場合は抽選）  
**〈応募期限〉**4月27日(月)（当日消印有効）  
**〈応募方法・問い合わせ先〉**はがきに住所、氏名、電話番号、「バラ園管理ボランティア希望」と書いて両都市計画課 景観・公園係（〒522-8501 元町4-2） ☎ 30-6124、FAX 24-8517



## エコマーケット「夢畑」

**〈日時〉**5月4日(月祝) 10:00～15:00（雨天のときは中止）  
**〈場所〉**子どもセンター（日夏町）  
**〈出店料〉**1ブース500円  
**〈申込期限〉**4月28日(火)  
**〈申込方法・問い合わせ先〉**直接、リサイクルステーションで申し込むか、往復はがきの往信の裏面に住所、氏名、電話番号、出店品目、人数、出店希望日を、返信の表面に住所、氏名を書いてリサイクルステーション（〒522-0088 銀座町4-19、受付時間10:00～16:00、木・日曜日は休み） ☎ 26-4810（FAX 共用）へ

## これから始める「日本語ボランティア」のための講習会

**〈内容〉**外国人に日本語を教える方法の基礎から実践まで  
**〈日時〉**5月10日～6月14日の毎週日曜日（5月31日を除く）の10:00～11:30  
**〈場所〉**西地区公民館（本町一丁目）  
**〈受講料〉**1,000円  
**〈申込方法・問い合わせ先〉**ボランティア日本語教室スマイル事務局 ☎・FAX22-9498（本田方）

## 彦根城博物館 小学生対象教室

### 「はくぶつかんへ行こう①彦根屏風のお話をつくろう」

**〈日時〉**5月16日(土) 10:00～12:00  
**〈場所〉**彦根城博物館講堂・展示室  
**〈定員〉**30人（申込者多数の場合は先着順）  
**〈内容〉**特別公開中の国宝・彦根屏風をじっくり観察して、自分だけのお話をつくります。  
**〈申込期限〉**5月1日(金)（当日消印有効）  
**〈申込方法・問い合わせ先〉**往復はがき往信の裏面に「はくぶつかんへ行こう①参加希望」、住所、氏名（ふりがな）、学年、電話番号を、返信の表面にも住所・氏名を書いて彦根城博物館（〒522-0061 金亀町1-1） ☎ 22-6100、FAX22-6520へ。申込みは1人1通とします。なお、保護者は、催しには参加できません。

## 市職員を募集します

問い合わせ先 市立病院事務局病院総務課  
 ☎22-6050（内線3516、3517）、FAX26-0754

職種・人員	受験資格	受付期間・試験日など
<b>助産師 または看護師</b>  20人程度	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、 助産師または看護師の免許を有し、交代勤務のできる人	<b>受付期限</b> 平成22年1月4日(月)（土・日曜日・祝日は除く）の8:30～17:15  <b>試験日</b> 毎月第2木曜日（8月のみ13日(木)）

## 第4回 彦根市環境審議会を 開催します

彦根市環境審議会は、彦根市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境保全と創出に関する基本的事項を調査審議する機関です。前回の審議会において彦根市長から次期「彦根市環境基本計画および地域行動計画」（案）の策定について諮問があり、平成22年7月の答申を目指し、今年度は数回審議される予定です。

会議は公開され、傍聴することができますので、傍聴を希望する人は、審議会開催前日までに「生活環境課に申し込んでください」。

**日時** 4月28日(火)  
 午後3時から

**場所** 市役所5階 第3委員会室

**問い合わせ先** 生活環境課 ☎30-6116番、FAX 27-0395番



## 募集します

まちづくりの基本ルールをつくろう！

# 『(仮称)まちづくり基本条例』検討委員会委員

まちづくり基本条例は、地域や自治体の運営に関する基本ルールを地域自身が定めるもので、「自治体の憲法」とも言われます。彦根市では昨年度に「彦根市まちづくり基本条例検討委員会」を設置しました。検討委員会では彦根市にとって「まちづくりの基本ルールを定める条例は必要なのか」、「制定する場合どのようなルールが必要なのか」などについて話し合っていたいただき、「基本条例は必要」という結論に達しました。これを受け、彦根市では、「(仮称)まちづくり基本条例」(案)の策定に向けて、引き続き検討委員会で検討を行います。この検討委員会の委員を募集します。

**募集人数** 3人 ※委員総数は18人程度(公募委員のほか、学識経験者、関係団体、市職員で構成します)

**資格** 18歳以上の市内在住、または在勤・在学の人

**内容** 検討委員会の会議に参加

※彦根市のまちづくりの基本ルールを定める条例案の策定を行います。検討委員会は平日夜間、土・日曜日など月1～2回程度の開催を予定しています。

※基本条例への理解を深めるため、検討委員会のほか、自由参加の勉強会を開催します。

**任期** 平成21年度最初の検討委員会(5月19日(火)18:00～)から条例案がまとまるまで(1年程度)

**報酬** 1回5,400円

**応募方法** 住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、市内在住・在勤・在学の別、および検討委員会に参加しようと思った動機、条例として実現したいことなどを、400字程度のレポートにまとめ、4月30日(木)(必着)までに直接または郵送、Eメールで(仮)まちづくり推進室に提出してください。なお、提出された書類などはお返ししません。

**選考** 随時、面談をし、レポートおよび面談の内容により委員を決定します。

## ご意見をお待ちしています

### (仮称)彦根市まちづくり基本条例の検討内容

「彦根市まちづくり基本条例検討委員会」から、検討内容をまとめた報告書が3月に提出されました。

今回、この報告書を公表し、報告書について、皆さんのご意見を募集し、条例案の策定に生かしていきたいと考えています。いただいた意見などは、市の考え方とともに整理したうえで公表します。なお、いただいた意見に対して個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

**報告書の公開場所** (仮)まちづくり推進室、支所・各出張所、情報公開コーナー(市役所1階)、彦根市ホームページ

**提出期間** 4月15日(水)～5月14日(木)

**提出方法** (仮)まちづくり推進室に直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。

**提出・問い合わせ先** (仮)まちづくり推進室(〒522-8501 元町4-2) ☎30-6117、FAX22-1398、  
Eメール:machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

## ご意見をお寄せいただきありがとうございました ～意見公募手続制度～

### 第4期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)

意見の件数 0件

問い合わせ先 (仮)介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768

### 第2期彦根市障害福祉計画(素案)

意見の件数 14件

案の修正を行うもの 8件

案の修正を行わないもの 6件

※修正内容については、(仮)障害福祉課にお問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 (仮)障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767